

移動支援サービス利用について

障害のある方が、社会生活上外出が必要なとき、又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることが出来るものに対し、その際の移動の介護を行います。

1 対象者要件

- 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- 就学児以上の障害児
- 身体障害者手帳を65歳未満で取得した以下の者
 - ① 視覚障害者
 - ② 脳性麻痺者で、単独で外出が困難な者かつ、身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する者
- 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

【身体介護あり】

- 車椅子を利用している者
- 身体介護を要する者で以下のいずれかの基準に該当する者
 - ① 行動援護スコア10点以上の者
 - ② 放課後等デイサービス個別サポート加算Ⅰ該当
 - ③ 障害支援区分3以上で「食事・移動・移乗・排泄」の項目のうち、介助が3つ以上必要な者（児）

【身体介護なし】

- 身体介護ありに該当しない者
- グループ支援の利用が可能
職員：利用者1：1の利用（個別支援）に加え、
1：2・1：3の支援が可能
※ 車両を用いての場合は除く

2 支援の対象となる内容

- 社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があるが、他に介助者がいない場合
- 宿泊を伴わず、1日の範囲で用務を終えることのできるもの
- 学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）、学童クラブ、放課後等デイサービスに通うための利用
- 通所（就労継続支援（A・B型）、就労移行支援、自立訓練（生活・機能）、生活介護）のための利用
- 視覚障害者の病院の付き添いについては介護給付「通院等介助」にて行います。ただし、緊急的な受診の場合は移動支援サービスも利用可能

※次の場合は、対象にはできません。（通学、緊急的な利用は可とする。）

- ① 個人の生命（手術の同意書等）、財産（契約書等）、利益に関する判断を伴う代筆、署名等の行為
- ② 営利を目的とした行為に係る外出（例：通勤や事業主としての利用等）
- ③ 宗教的活動、政治的活動に係る外出
- ④ ヘルパーによる訓練・療育・指導を目的とした行為
- ⑤ 社会通念上相当ではない目的への利用（例：ギャンブルや風俗等への利用）
- ⑥ 同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、重度脳性麻痺者介護事業、介護保険の同期間の利用は不可（他制度の優先）

3 支給量

【大人】基本：月32時間

- 基本時間に加え、以下の2点両方に該当するものは月8時間上乗せする
 - ① 社会生活上不可欠な用務（冠婚葬祭、銀行・役所での手続き、就職活動、保護者会参加）等
 - ② 知的障害者、視覚障害者又は精神障害者で、かつ独居の方

【児童】基本：月16時間

- 基本時間に加え、児童（18歳に達しても高校在学中は児童とする）の夏季休暇期間（7・8月）については、一律月10時間上乗せする。

4 加算要件

【早朝・夜間利用加算】

- 6時から9時、16時から22時の時間帯に利用した場合、単価に加算する。

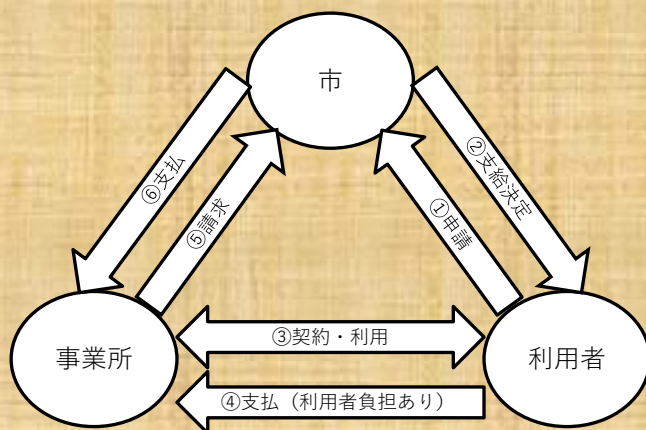
【自動車利用加算】

- 1台当たり300円/10分
(介助者の他に運転者を確保した場合に限る)

5 利用者負担金

- 原則、下記「単価表及び加算」に基づく単価の10%の額を事業所にお支払いいただきます。
- 上限額の設定や、自立支援給付その他の事業における負担金の合算による上限管理は行いません。
- サービス決定期間の途中で、世帯の構成や所得が変わった場合には、利用者負担割合が変更となる可能性があります。詳しくは、障害福祉課（042-420-2805）へお問い合わせください。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市区町村民税非課税世帯	
市区町村民税課税世帯	利用者負担あり (単価の10%負担)



単 価 表

	30分	1時間	1.5時間	以後30分
身体介護あり	1,660円	3,320円	4,980円	1,660円
身体介護なし	1,030円	2,070円	3,110円	1,030円
身体介護なし (1:2)	730円	1,450円	2,180円	730円
身体介護なし (1:3)	570円	1,140円	1,720円	570円

※上記利用時間以外、その他の加算単価については、HP掲載の単価表をご確認ください。

6 留意事項

- 支給決定通知、受給者証をもってその証明とします。
- 居宅での介護に対して支給するものであり、入院中や短期入所中は利用できません。
- 介護保険制度対象者は、介護保険制度の利用を優先します。
- 目的地に待機し、その復路について再び移動支援を利用する場合、目的地での待機時間については、移動支援の時間として算定しません。
- 利用者とサービス提供者が会ってから別れるまでをサービス提供時間とし、その間にかかった交通費などの実費については利用者が負担するものとします。
- 移動支援の支給期間は、毎年6月末までであり、更新する為には、別途手続きが必要です。
- 新規・更新の申請がされていない中で利用や支給量を超えた利用分については、原則、利用者が費用を自己負担することとします。

【問い合わせ】

障害者相談係 042-420-2805（サービス利用について）

障害者支援係 042-420-2804（請求内容について）